

令和7年1月22日

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部決定

農林水産省鳥インフルエンザ  
岩手県現地防疫対策本部の設置について

- 令和7年1月以降の岩手県における高病原性鳥インフルエンザの連続発生を踏まえ、下記のとおり、農林水産省鳥インフルエンザ岩手県現地防疫対策本部を設置する。

記

1. 設置目的

岩手県における感染状況、防疫措置の進捗状況等を正確に把握し、的確なまん延防止対策を進めるため、岩手県庁内に現地対策本部を設置する。

同本部において、同県と緊密な連携を図り、防疫措置の徹底等を行う。

2. 構成

本部長 庄子 農林水産大臣政務官

(代理：新川 消費・安全局食品安全政策課長)

事務局：家畜防疫官等、農政局職員

以上